

議案第2号

令和6年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について

令和6年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年5月17日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

令和6年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表の知的障害者の項に規定する障害の程度に該当する者のうち鳥取県内に居住しているもの（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）
- (2) 令和6年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者（同令第150条各号のいずれかに該当する者を除く。）

4 入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和5年11月8日（水）から同月10日（金）まで

受付時間は、令和5年11月8日（水）及び同月9日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、同月10日（金）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

令和5年12月5日（火）及び同月6日（水）。ただし、面接は、同月6日（水）とする。

なお、検査当日、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和5年12月12日（火）に実施する。

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。
検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。

(イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、基礎体力並びに作業能力及び人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる体力及び能力並びに対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、意欲、態度等を評価する。

エ 選抜方法

合格者は、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書等を資料とし、総合的に判定する。

オ 合格発表

令和5年12月21日（木）

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を令和6年1月5日（金）正午までに、中学校等の校長を経由して鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなかった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和6年1月10日（水）及び同月11日（木）

受付時間は、令和6年1月10日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月11日（木）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

令和6年1月17日（水）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

令和6年1月23日（火）

5 その他

- (1) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。なお、感染症の感染拡大や自然災害等により、方針を変更する場合もある。
- (2) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。